

基安安発 0930 第1号
平成26年9月30日

公益財団法人 国際研修協力機構 理事長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

技能実習生に係る労働者死傷病報告の提出の徹底について（協力依頼）

日頃から労働安全衛生行政の推進に格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
技能実習生が技能実習期間中に労働災害に被災することはあってはならないところですが、貴機構の「外国人技能実習・研修事業実施状況報告」によると、技能実習生の労働災害は増加傾向にあるところです。

このような状況から、技能実習生の労働災害の発生状況を把握する必要があるため、下記について、管理団体、実習実施機関、受入れ機関等に周知・要請方お願いします。

記

- 1 技能実習生は、労働契約締結後の入国1年目から労働者として労働基準関係法令の適用を受けるものとなること。
- 2 労働者が労働災害等により死亡又は休業したとき、所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなければならないこと（労働安全衛生規則第97条）。また、「故意に労働者死傷病報告を提出しないこと」又は「虚偽の内容を記載した死傷病労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出すること」は、いわゆる「労災かくし」に該当し、厚生労働省は、罰則を適用して厳正に対処していること。
- 3 技能実習生も、上記1の「労働者」に該当すること。また、労働者死傷病報告（労働安全衛生規則様式第23号）を提出する際には、被災労働者が技能実習生であることを明確にするため、報告中の職種欄に職種とともに「（技能実習生）」と付記していただきたいこと。

